



監査告示第 9 号

令和3年4月26日付け監査第0426001号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和3年5月27日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一



教委函第 0513001 号  
令和 3 年 5 月 13 日



宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市教育長 高月 晴彦



### 令和 2 年度 第 9 回定期監査の結果に対する措置状況について (報告)

令和 3 年 4 月 26 日付け監査第 0426002 号で報告のあった定期監査の結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

#### 記

##### 【指摘事項】

- ・宇佐市民図書館清掃環境衛生管理業務委託について

当該業務委託の契約条項第 3 条において、契約保証人として「受注者は、業務を完了することができない場合に、自己に代わって自ら業務を完了することを保証する者を業務完了保証人として立てなければならない。」と規定されており、その保証人の要件について「建築物環境衛生一般管理業務」等の県知事登録を有する者となっていました。しかし、この登録の有無についての確認がなされていませんでした。登録の有無を確認するとともに、登録証 (写し) 等を添付してください。

##### 【措置状況】

契約保証人が「建築物環境衛生総合管理業」の県知事登録を有することを登録証 (写し) にて確認いたしました。

今後も当該業務委託に関して契約保証人を必要とする場合は、契約締結時に上記の登録状況等の確認を行うようにいたしますが、一方で、契約保証人自体の必要性について、他課の状況等も参考にした上で改めて検討したいと考えます。

##### 【注意事項】、【要望事項】

- ・ともに該当なし

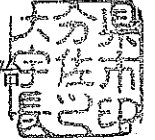
担当：図書館庶務係 永竿  
TEL：0978-33-4600



総政 第0520001号  
令和3年5月20日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田 羅純 一 様

宇佐市長 是永 修治  
( 総合政策課 )



令和2年度第9回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況  
について (報告)

令和3年4月26日付監査第0426001号で報告のあった定期監査結果に  
ついて、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

- ① 住民税課税支援システム機器賃貸借について、落札者からの契約関係書類の提出が遅延していました。

契約関係書類は、落札の通知を受けた日から7日以内に提出されなければ、その落札の効力を失うこととなります。

当該契約においては、10月17日に落札を通知しており、10月23日までに書類の提出が必要でしたが、10月29日提出と遅延していました。本来であれば、契約は締結できず、入札保証金相当の見積金額5%の違約金を納付してもらい、見積執行を再度やり直すこととなります。また、この事業者は指名停止となります。

- ② 特別定額給付金対応に伴うシステム改修業務委託における契約保証金の免除について、契約事務規則第7条第1項第4号を適用されていました。第4号では、まず入札参加資格を有することが条件となっています。

当該業務委託の契約先の共同企業体については、民法上の組合であると解され、構成員である企業とは別組織となります。従って、構成員として入札参加資格があっても共同企業体として入札参加資格がないので、第4号をもって契約保証金の免除はできないこととなります。



### ○措置状況

- ① 指摘された事項につきまして、今後、契約事務規則、例規、庁内マニュアル等を遵守、また期日のチェックを徹底し、適正な契約事務の執行に努めます。
- ② 契約保証金につきましては、契約の履行確保を目的とすることを再認識し、今後保証金を免除する場合には、過去の契約状況のみだけでなく、契約事務規則及びその他の要件も確認し、今後の事務執行に努めます。

なお、特別定額給付金事業の執行におきましては、総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長から、本事業実施に関わる契約については、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等を行うことが制限される事務を除き、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものであるという内容の送達があったことを申し上げます。

### 2. 注意事項

- ・該当なし

### 3. 要望事項

- ・特命随意契約について

貴課所管の業務委託等については、特命随意契約によるものが多くあります。契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、特にその随意契約とした理由や業者選定の理由については細心の注意を払い、契約事務を執行されるようお願いいたします。

### 措置状況

・庁内の各電算システム、市内インターネット接続、コミュニティバスの運行など各事業において、特殊性・継続性が高い業務内容が大半を占めている状態ではありますが、業務内容等を精査し、事業者間で競争見積に移行できか検討していきます。

また、随意契約とした理由や業者選定の理由につきましては、契約の透明性、公平性、競争性等に関して、改めて精査を行い、今後も契約事務の執行に努めます。



危管第 0521001 号  
令和 3 年 5 月 21 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長

是永 修治

(危機管理課)



令和 2 年度第 9 回定期監査における指摘注意事項に対する措置状況について (報告)

令和 3 年 4 月 26 日付け監査第 0426001 号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1. 指摘事項

##### ・契約事務について

宇佐市土砂災害ハザードマップ作成支援業務委託について、落札者からの契約関係書類の提出が遅延していました。契約関係書類は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に提出されなければ、その落札の効力を失うこととなります。当該契約においては 7 月 2 日に落札を通知しており、7 月 8 日までに書類の提出が必要でしたが、7 月 9 日提出と遅延していました。

本来であれば、契約は締結できず、入札保証金相当の見積金額 5% の違約金を納付してもらい、見積執行を再度やり直すこととなります。また、この事業者は指名停止となります。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

#### 措置状況

・今回ご指摘のありました土砂災害ハザードマップ作成支援業務委託のほか各種契約事務の執行に際しましては、適切な期限内の関係書類の提出に努めるほか、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、細心の注意を払い適正な契約事務の執行に努めてまいります。



## 2. 注意事項

### ・宇佐市安全安心まちづくり事業補助金について

当該補助金のうち防犯灯設置を対象とするものについて、その補助金額が交付要綱において「LED 型防犯灯：当該経費の 3 分の 2 以内（ただし、20,000 円を上限とする。）」と規定されていますが、この場合、複数基導入した時でも上限は 20,000 円になると解されます。実際に某自治区の取替 4 基で 64,532 円の補助としているものがありましたが、本来は上限の 20,000 円を補助することとなります。

今後、不適正な事務を生じさせないためにも、上限額に「1 基当たり」を追記するなど交付要綱を見直してください。

### 措置状況

・今回ご注意いただきました「宇佐市安全安心まちづくり事業補助金交付要綱」別表（第 4 条関係）中の補助金の額の欄の表記について、要綱の見直しを行い、補助対象経費の欄が新規に設置する防犯灯につきましては、補助金の額の欄の表記の冒頭に「設置する防犯灯 1 基につき、次の区分に応じて定める額とする。」、補助対象経費の欄が従来型防犯灯（蛍光灯等）から LED 型防犯灯への取替えにつきましては、補助金の額の欄の表記の冒頭に「取替える防犯灯 1 基につき、」の表記をそれぞれ加え、今後不適切な事務が生じないように努めてまいります。

## 3. 要望事項

・該当なし